

令和4年10月1日版

長生村農業者緊急支援事業補助金 申請要領

お問い合わせ

長生村役場産業課

電話：0475-32-2114

I 補助金の概要

1 趣 旨

原油価格高騰等の影響で、営農に大きな影響が生じている農業者に、補助金を交付します。

2 支給額

IIの対象要件を満たす農業者に対し、補助対象経費の1割（50万円を限度）を交付します。

本補助金は、法人であれば法人税、個人事業者等であれば所得税の課税対象となるものと考えられます。詳しくは、税務署等にご確認ください。

II 対象要件

下記の要件を全て満たしている必要があります。

(1) 令和3年分税申告（法人にあっては、第5条に規定する補助金の交付申請を行う直前の事業年度における税申告とします。）をし、かつ、農業申告をした農業者であること。

また、令和4年に営農を開始した認定農業者や認定新規就農者も対象。

(2) 村内に主たる事業所を有する法人か住所を有する個人であること。

(3) 村税等を完納していること。（令和4年9月30日納期限到来分）

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される暴力団及びその構成員と密接な関係を有するものでないこと。

(5) 令和4年度も引き続き営農を行うもの。

※本補助金と「長生村中小企業等物価高騰対策支援金」の両方を申請することはできません。

III 申請手続き

1 申請書の提出

(1) 申請受付期間

令和4年10月3日(月)から令和4年12月23日(金)まで

(2) 申請受付方法

長生村役場産業課の窓口または郵送でご申請ください。

郵送の場合 (令和4年12月23日(金)の消印有効)

【宛先】

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1番地77

長生村役場 産業課 長生村農業者緊急支援事業補助金 申請受付 宛

※切手を貼り付けの上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

簡易書留など追跡可能な方法を推奨します。

(3) 申請書類の入手方法

長生村役場産業課の窓口または長生村ホームページ「長生村農業者緊急支援事業補助金の申請について」から入手することができます。

(URL) <http://www.vill.chosei.chiba.jp>

※来庁すること、または長生村ホームページから入手することが困難な場合は、長生村役場産業課までご連絡ください。

(4) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	長生村農業者緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書 (第1号様式)	<input type="checkbox"/>
②	長生村内に住所がある農業者であることが確認できる書類(写し) 【法人】 法人税の確定申告書別表一の控え 法人事業概況説明書(両面) 法人村民税確定申告書(第二十号様式) 損益計算書・生産原価報告書等対象経費が確認できる部分の写し ※收受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は、 「受信通知」を提出すること。 ※申請日時点で直近の事業年度であること。 【個人事業者】 所得税確定申告書第一表の控え(1枚目) 〈青色申告の場合〉所得税の青色申告書決算書の控え(1、2頁) 〈白色申告書の場合〉所得税の収支内訳書の控え(1、2頁) ※收受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は、 「受信通知」を提出すること。 ※申請日時点で最新のもの	<input type="checkbox"/>
③	誓約書 必ず自署し、ご提出ください。	<input type="checkbox"/>
④	振込先口座を確認できる書類(通帳の写し)【P4参照】	<input type="checkbox"/>

④ 振込先口座を確認できる書類

口座の通帳の写し

（法人の場合）法人名義

（個人事業者の場合）本人名義

（申請者と振込先名義人が異なる場合）委任状

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。

※上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

※委任状は任意様式で、委任者（補助金申請者の名前・住所）、受任者（振込先口座名義人の名前・住所）・委任する旨の文言（例：「私に支給される長生村農業者緊急支援事業補助金の受領に関する権限を、下の者を代理人とし委任します。」等）・委任者印が確認できることが必要です。

2 補助額の決定等

申請書受理後、その内容を審査の上、適正と認められたときは補助金を支給します。
なお、補助金支給決定の可否は、後日、通知いたします。

IV その他留意事項

- (1) 本補助金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、補助金を返還することとなります。
- (2) 村は必要に応じて、申請内容の状況について調査する場合があります。その場合、補助対象者は村に協力するとともに、速やかに状況を報告してください。
- (3) 補助対象者は、補助金の申請にかかる書類一式について、証拠書類を備えておかなければなりません。
- (4) 補助金の申請には押印が必要です。ご郵送の際は押印漏れの無いようご注意ください。